

2019 年度事業報告

2019年4月1日～2020年3月31日

1. 概要

昨年は対人地雷全面禁止条約（オタワ条約）の発効（1999年3月1日）から20年の節目であり、また5年に一度の再検討会議の開催年でもあった。11月にオスロで開催された同会議において、オスロ行動計画が採択され、これから5年の具体的な行動指針が示された。

残念ながら今年も新たにオタワ条約を批准する国はなく、締約国数は依然として164カ国に留まっている。しかし、条約で義務付けられている保有地雷の破壊や埋設地雷の撤去は着実に進展しており、対人地雷に起因する潜在的な脅威の輪は狭められている。アジアでは、最も深刻な地雷汚染地帯を擁する朝鮮半島において、政治的な緊張緩和とともに南北朝鮮を隔てる軍事緩衝地帯（DMZ）の地雷除去に前向きな動きが出ている。

一方、クラスター爆弾については、シリア内戦において使用の形跡が見られるなど、依然として市民の犠牲が出ている現状に鑑み、クラスター爆弾禁止条約（以下オスロ条約）締約国、そしてICBL/CMCをはじめとした市民社会が一丸となって使用国の抑え込みに取り組む必要があるが、大国も絡む複雑な紛争構造の中で有効な手段が見いだせない状態にある。

2. 事業の実施に関する事項

1) 地雷/クラスター爆弾の禁止を実現するために、オタワ条約及びオスロ条約未参加国に対して早期参加の働きかけを行う事業

計画 両条約に関する国際会議に参加し、日本を含む各国の状況をモニタリングするとともに、未参加国の加盟を促す働きかけを行う。重点地域としては、昨年来緊張緩和ムードが続く南北朝鮮（特に韓国）、犠牲者支援を実施中のミャンマーを考えている。また今年11月に開催予定の第4回条約再検討会議に参加し、機会をとらえてベトナム、シンガポールなど、アジア地域における同条約の未加盟国の政府に早期加盟を呼びかける。

報告 ミャンマーにおける犠牲者支援活動の現地モニタリングの日程との調整がつかずオタワ条約第4回再検討会議（オスロ）への参加を見合わせた。一方、2020年1月31日に米トランプ政権が発表した新地雷政策の内容が、これまでの姿勢からかなり後退したものであることを受け、ICBL/CMC全体の協調行動に参加し、ホワイトハウス、駐日米国大使館などへの抗議声明の発信と、プレスリリースを実施した。ミャンマーを含めアジア地域の未加盟国への働きかけは課題として残る。

2) ICBL/CMC傘下のNGOと協力して地雷/クラスター爆弾対策を進める事業

計画 2018年に台湾でアジア地域のキャンペナーが集まる会合が開催され、条約の普遍化や地雷対策などでの地域協力を活発化するための「アジア・プラットフォーム」構想が提起された。今年はこの枠組みを実質的に機能させるための2回目の会合が予定されている。JCBLとしても、この試みに積極的に参加し、条約加盟国の少ないアジア地域において、国の枠を超えた集合的な力が発揮できるよう協力していく。

また、上記1)の活動に関連して、韓国の国内と朝鮮との軍事緩衝地帯（DMZ）周辺の状況を理解するための視察プログラムをKCBL（韓国地雷対策会議）との協力のもとで行う。

報告 4月初旬、ICBL/CMCが呼びかけるグローバルアクションに参加。オタワ条約批准に向けた戦略的ターゲットとして、キューバ、ジョージア、レバノン、シンガポール、マーシャル諸島の各大使館に早期批准を求める書簡を送付した。

7月には韓国地雷対策会議（KCBL）の協力のもと韓国地雷原への視察ツアーを実施した。日本から参加した8名のうち一人は大手メディアの記者だったこともあり、視察した内容が特集記事として大きく報

道された。現地では、陸軍第五師団の兵士から DMZ 周辺の現状について直接話を伺うことが出来たほか、青瓦台にて大統領秘書官（統一問題担当）とお会いし、南北朝鮮の関係改善に向けての展望について話を伺うなど貴重な機会となった。

また、8月に開催された第2回アジア・プラットフォーム会議には代表理事の清水が参加。参加した10カ国（台湾、韓国、フィリピン、ネパール、ミャンマーなど）の現状を共有し、相互協力の可能性について議論をした。今後、台湾とは投融资禁止キャンペーンの連携を協議したほか、韓国における軍事緩衝地帯（DMZ）の地雷除去への民間参入の件などで協力していくことを確認した。

3) 条約が定める要措置事項について、日本政府の実施状況（国際協力、犠牲者支援の実施等）をモニターして、日本政府にアドバイスすると共に ICBL に報告する事業

1) 日本政府への政策提言

計画 オタワ条約第4回再検討会議（Review conference）も含め、条約の現状と課題を討議する様々な国際会議に参加し、外務省や防衛省の関係者らと地雷対策や犠牲者支援に関する意見交換をする。また、活動1)に関連して、クラスター爆弾の使用疑惑があるシリア、サウジアラビアに対して、締約国である日本政府からも非難決議を呼びかけるなどの措置を取るよう求めていく。

報告 日程の調整がつかず、第4回再検討会議への出席は叶わなかったが、5月に外務省で開催された、自律型殺傷兵器（LAWS）に関する意見交換会に代表理事の清水が参加。外務省通常兵器室、防衛省担当者らと、LAWS規制に関する協議をするとともに、オタワ条約再検討会議に向けての政府の対応について話し合った。一方クラスター爆弾禁止条約の普遍化やコンプライアンスに関しては、具体的な協議をすることができなかった。

② ICBL/CMC に日本政府の地雷/クラスター爆弾対策等に関する情報を報告する。

計画 『クラスター爆弾モニター報告』の編集部に、必要に応じて日本に関する情報、原稿を提供する。

報告 オタワ条約第4回再検討会議に出席する日本の政府代表の情報を事前に ICBL/CMC と共有し、会期中のロビー活動のプラン作りに寄与した。

4) アジアでの地雷サバイバー支援

計画 ミャンマー・カヤー州で活動する現地 NGO（KIHWO）をパートナーとして地雷サバイバーへの義足支援（受益者数約50名）を継続する。

報告 今年度も目標を上回る53名に義足を提供することができた。内訳は、男性が48名、女性が5名。8割以上が地雷被害者だが、交通事故、病気による欠損者も若干名含まれている。昨年来女性の割合を高めることを課題としているが、未だ十分ではない。

これまでの支援は義足工房を半年間稼働させることだったが、義足の材料費（約20万円）を追加支援することで、工房を通年で稼働させる状態にすることができた。これによって、より多くの義足を必要としている人々に随時対応できることになった。

5) クラスター爆弾への投資禁止キャンペーン

計画 今年も『クラスター爆弾製造への世界の投資-共通する責任』の最新版発行の時期に合わせ、政府年金基金の運用問題に焦点を当てたシンポジウムなどを企画し、国会議員らにも参加を求める。また、クラスター爆弾の製造企業に未だ投融资を続ける韓国の金融機関に対する働きかけとして、KCBL、PAX と協力して、同報告書の発表記者会見をソウルで行う可能性を追求する。

報告 韓国における投融资禁止キャンペーンを具体的な形で進めることはできなかったが、同様の問題

を抱える台湾において、日本で行った投融資禁止キャンペーンの経験を共有し、主に中国のクラスター爆弾製造企業に投融資を続ける台湾の金融機関に対する働きかけを考えるきっかけ作りに寄与した。

6) 地雷・クラスター爆弾の問題について日本国内において周知させるための各種啓発事業

① 情報発信

計画 ウェブサイトの内容を充実させること、更新頻度を高めることに注力する。また、「JCBL ニュースレター」を遅滞なく発行すること、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した情報発信を行なうとともに、タイムリーなプレスリリースを心がける。今年はオタワ条約発効20周年の節目にあたるので、これまでの日本政府の地雷対策支援の推移をまとめて発表し、日本政府に支援継続を求める材料としていく。

報告 前年度末に発信したオタワ条約発効20周年プレスリリースの成果として、いくつかのメディアに、人道的軍縮の成果として取り上げられた他、サバイバー支援につながる新たな協力者の掘り起こしにつながった。一方、日本政府の地雷対策支援については、現状の確認に留まり、長期的なコミットメントを促す対話には至らなかった。

2 講師派遣

計画 要請に応じて、講師を派遣し、地雷問題、クラスター問題、そして無差別兵器に対する金融機関の投融資問題などについて講義/講演を行い、関心層を増やすとともに次世代の活動の担い手を育成する。

報告 今年はWE21 ジャパンの年次総会にて代表理事の清水が記念講演をさせていただいた。またそれをきっかけに同団体傘下の地域グループでも講演の機会をいただいた。この他、共立女子大学、獨協大学、立教大学、中央大学、明治大学などで講義をした他、中高生からのメールなどでの問い合わせに対応した。

7) 組織運営

1 理事会/運営会議

理事会を、2019年6月5日、8月27日、11月6日、2020年3月24日、計4回実施した。

運営会議を、2019年4月27日、5月22日、7月3日、31日、9月16日、12月4日、2020年1月22日、3月4日、計8回実施した。

② 役員

(代表理事) 清水俊弘

(副代表) 目加田説子

(理事) 内海旬子、上沼美由紀、渡辺美緒貴

(監事) 山口誠史、廣田尚久

2 会員

団体正会員：14団体、団体賛助会員：2団体、個人正会員：81人、個人賛助会員：111人（2020年3月31日時点）

3 事務局

専従職員の退職に伴い、代表理事の清水がパートタイムで事務局業務に従事、また経理やデータ管理については、引き続き JVC 職員の稲見由美子氏に協力を仰いでいる。

以上